

# 情報公開

## 1 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	79.0%
うち正規職員	95.4%
うち非正規職員	94.1%

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

非正規職員：嘱託、クラブ職員（30時間/週）及び臨時職員（パート）を含み、派遣職員を除く。

※ なお、クラブ職員及び臨時職員については、フルタイム職員の所定労働時間（7.75時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。

### 注釈・説明

全労働者の男女の賃金差は、非正規雇用労働者（特にパート職員）の9割が女性であることが関係しているのではないかと考えられます。

また、医師は除いています。

公表日 令和6年8月9日